

職務に関する働きかけについての取扱要綱

1 趣旨

県民からの提言や意見等を積極的に施策に取り入れる一方、不当な働きかけを抑止する必要がある。

このため、一定の公職にある者等から県職員が不当な働きかけを受けた場合の取扱いについて必要な事項を定め、より公正で透明性の高い県政運営を目指すものである。

2 定義

(1) 一定の公職にある者等

次に掲げる者とする。

国会議員、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員（元職、秘書を含む。）

秋田県職員であった者

各種団体の役員

(2) 県職員

知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職の職員をいう。

(3) 不当な働きかけ

一定の公職にある者等から県職員に口頭又は電話等によって行われたものであって、公共事業等の契約・発注関係、許認可関係、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員含む）採用・人事関係等に関し、特定の者が有利または不利になるような取扱いをするなど職務の公正な執行を損なうおそれのある行為をするよう働きかけることをいう。

なお、主な例を示すと、次のとおりである。

公共事業等の契約・発注関係

入札参加資格要件に該当していないのに、入札に参加できるよう要望する行為

契約手続きする上で不備があるのに、契約締結を求める行為

許認可関係

許認可の基準や要件に当てはまらないのに、許可するよう要求する行為

許認可の基準や要件に当てはまるのに、許可しないよう要求する行為

職員採用・人事関係

特定の受験者を職員採用するよう要求する行為

特定の職員の昇任や転任を要求する行為

(4) 不当な働きかけの対象外

次のような要望等は、不当な働きかけの対象外とする。

もとより、県政発展のための前向きな政策提言や要望等は、対象としない。

公式の場における要望等

公開・非公開を問わず、県議会、各種審議会、関係者を集めて行われる説明会や意見交換会等で行われた要望等

単なる資料請求や照会

公表や公開されている資料の請求や事実の照会、制度や事業内容の問い合わせ

通常業務で想定される苦情等

公共施設の改善や維持管理に関する苦情、許認可の迅速な処理に関する要望、団体指導に関する苦情など通常業務を行うに当たって想定されている苦情や要望

3 記録

不当な働きかけに該当すると思われる要望等を受けた職員は、次のとおり対応する。

(1) 説明等

記録・公表の説明

相手方に対し、働きかけの撤回を促し、撤回されないときは、相手方に対し働きかけの内容を記録し、公開対象となる旨を説明する。

要望等内容の確認

要望等を聞き終えた段階で、要望内容を相手方に確認する。

所属長への報告

要望等の内容を所属長に報告する。

報告を受けた所属長は、不当な働きかけに当たるかどうかを判断し、難しい場合は担当部局長と協議する。

(2) 記録

(1)により不当な働きかけと判断された場合、不当な働きかけを受けた職員は、速やかに、その内容について次の事項を別紙記録票に記録する。

受付日時

受付方法及び場所

働きかけのあった相手方の職、氏名

対応職員の所属、職、氏名

働きかけの内容

その他の参考事項

(3) 一定の公職にある者等への確認

不当な働きかけを受けた職員は、記録票を電話、ファクシミリ、電子メール等の方法により相手方に確認する。

4 報告等

(1) 所属長への報告

不当な働きかけを受けた職員は、3の記録票を用いて所属長（地域振興局にあっては各部長）に報告する。

(2) (1)の報告を受けた所属長は、担当部局長（地域振興局長を含む）に報告するとともに、人事課長に記録票を提出する。

(3) 担当部局長は、特に重要な案件については、知事に報告する。

5 記録票の保存及び公開

(1) 所属長は、記録票を秋田県行政文書管理規則に基づき適正に保存する。

(2) 記録票は、秋田県情報公開条例第2条第1項に定める行政文書として公開請求の対象となる。

6 その他

この要綱の適用に当たっては、一定の公職にある者等の政治活動等を不当に妨げることのないよう留意しなければならない。

附則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

記 録 票

| | |
|--------------|---------------|
| 日 時 | 平成 年 月 日 |
| 場 所 | |
| 方 法 | 面談 電話 その他 () |
| 相手方 | (職・氏名・連絡先) |
| 対応職員 | (所属・職・氏名) |
| 働きかけの 内 容 | |
| 備 考 | |